

回答：不明

5. 養子縁組の親の同意と同意の確認はいつどのような形で取りますか

回答：①Child and Family Agency または国（Adoption Authority）が認証した団体が養子縁組を行うことへの同意。所定の書式への署名による。事前にカウンセリングを要する。

③ 子命令（adoption order）発給にかかる同意。命令発給前であれば同意は撤回可能。

6. 法律上の親がいなか不明又は親権剥奪の場合の養子縁組の同意は誰がしていますか

回答：子どもの後見人（guardian）が同意を行う。

7. 親の同意にはどんな効果がありますか

（例：親権が機関に譲渡される、親権が剥奪される、子の引取り請求ができない等）

回答：実親の同意に基づき養子命令が発給されると、実親は親の権利を失い、子に対する義務から開放される（lose all parental rights and freed from all parental duties）（2010年養子法 58条）。

8. 同意を撤回し子どもを引取った親に対して、どのような支援が行われますか

回答：不明

9. 養子縁組前提で保護した子どもが養親家庭に委託されるまで、どこでどのような形で保護していますか

回答：不明

10. 養子縁組手続において、実親または家族の引取請求はいつまで認められますか

回答：養子命令（adoption order）の発給にかかる同意は、命令発給前であれ

ば撤回可能。また、養子縁組が成立した後、実親が婚姻した場合には、子の引き取りが認められるとの最高裁判決がある（KC & AC v. An Bord Uchtála(1985)）。

11. 養子縁組と里親委託は、制度的にどのように区別して運用されていますか

回答：養子縁組は 2010 年養子法（Adoption Act 2010）を基本法とし、里親委託は 1991 年児童ケア法（Child Care Act 1991）を基本法としており、申請段階から区別されている。なお、養子縁組の一類型に、長期間にわたる里親（long-term foster care）から養子縁組への移行がある。

○養子縁組あっせん活動を許可する制度

1. 国内の子どもの養子縁組のあっせんに携わる主な機関はどこですか

回答：主な機関は、Adoption Authority、Child and Family Agency、被認証団体(Accredited Bodies)。

2. 養子縁組あっせん団体を許可する権限のある機関はどこですか

Adoption Authority が認証（accreditation）の権限を有する。

3. 養子縁組あっせん団体はどのような条件で許可されますか

回答：2010 年養子（被認証団体）規則（Adoption Act 2010 (Accredited Bodies) Regulations 2010）に定める要件を満たす団体。

4. 個人による養子縁組のあっせんは認められていますか？

回答：認められていない。

5. 養親志願者の養子をする適性と能力の認定は、どの機関が行ないますか

回答：Adoption Authority が、養親志願者の適格性と適合性の宣言(declaration of eligibility and suitability) を行う。

6. 養子縁組希望者の研修はどの機関が行なっていますか

回答：不明

7. 子どものために適当な養親候補者を見いだせないとき、広域的に探す方法や機関がありますか

回答：不明

8. 養子縁組あっせん機関の主な任務は何ですか

回答：主な任務は、養子縁組のアレンジメント、養親志願者の適格性および適合性のアセスメントおよび報告書の作成、養親志願者に対する情報提供・助言・カウンセリング、実親・養親・養子に対する情報提供・助言・カウンセリング等。

9. 民間の養子縁組認可団体と地方自治体の関係機関の間にどんな連携・協力等の関係がありますか

回答：不明

10. 養子縁組あっせん機関は実親への支援をどのように行なっていますか

回答：不明

11. 困難な状態にある妊産婦の相談を受ける医療施設と養子縁組あっせん機関の役割はどのように考えられていますか。医療機関が養子縁組あっせん機関として活動することも認められていますか

回答：不明。なお 2010 年より、保健サービス局 (Health Services Executive) が、困難な状態にある妊産婦からの相談のプログラム (HSE crisis pregnancy programme) を運営している。このプログラムは、従来の Crisis Pregnancy Agency の業務を、Health (Miscellaneous Provisions) Act 2009 に基づき保健サービス局に移管したものである。

12. 縁組成立後も養親家族に対する支援をあっせん機関は行っていますか

回答：不明

13. 養子縁組家族を支援する機関や団体がありますか。それはどんな機関や団体ですか

回答：ある。民間団体（Barnardos や **Cúnamh** など）が、postadoption service としてカウンセリング、ヘルプライン、研修およびサポートミーティング（training and support meetings）などを行っている。

14. 養子縁組記録の開示はどのように行われますか

回答：養子縁組のあっせんを行った団体（adoption agency）、Child and Family Agency、保健サービス局（Local Health Office）、Adoption Authority（Information and Tracing Unit）に連絡して縁組記録の開示を求める。

15. 養子縁組記録はどこでどのように保管されますか

回答：前記（14）の団体・機関に記録が保管されている。なお現在、議会で審議中の法案（Adoption (Identity and Information) Bill 2014）は、上記の団体、Child and Family Agency、保健サービス局その他記録を保管する者は、その記録の写しを Adoption Authority に提出する旨が規定されている。

○国際養子縁組について

1. あなたの研究対象とする国はハーグ条約に批准していますか

回答：批准している。

2. 中央当局はどこに設置されていますか

回答：中央当局は、Adoption Authority に設置されている（2010年養子法 65条）。

3. 国際養子縁組に権限をもつ国の機関と中央当局はおなじですか、違いますか

回答：同じ。

4. 中央当局の任務とは何ですか

回答：主な任務は、養親志願者の適格性と適合性の宣言（**Declaration of eligibility and suitability**）、養子命令（**adoption order**）の発給、国際養子縁組の登録（**resister**）、養子縁組あっせん団体の認証・登録・監督等。

5. 養子縁組認可団体に頼らず、個人的に情報と手づるを得て行う国際養子縁組は認められていますか

回答：収集した資料の範囲では禁止されていない（ただし要確認）。

6. 国際養子縁組の候補児童を「国際養子縁組の代替性の原則」を遵守して、どのような形で選んでいますか

回答：不明

7. 国際養子縁組の志願者の認定はどの機関が行なっていますか

回答：志願者の適格性と適合性の認定（宣言）は、**Adoption Authority** が行う。**Child and Family Agency** のソーシャルワーカーか、**Adoption Authority** が認証した団体のソーシャルワーカーが、申請者の適格性と養親としての適合性について報告書をまとめ、それに基づき **Adoption Authority** が認定（宣言）を行う。

8. 国際養子縁組の志願者の研修は制度化されていますか。

回答：不明

9. 子どもの養子縁組の可能性の確証はどのようにして行われますか

回答：ソーシャルワーカーがアセスメントを行い、報告書（**Intercountry Adoption Assessment Report**）を作成する。報告書は中央当局である

Adoption Authority に送られ、確認のうえ適格性と適合性が宣言される。

10. 養親家庭への委託まで。子どもはどこで養育されていますか？

回答：不明

11. 出身国で行われる子どもと養親のマッチングに必要なものは何ですか

回答：不明

12. 養子縁組後の支援は、受入国においてどのように行われていますか

回答：国際養子縁組に対して特別の支援があるかについては不明

13. 養子縁組記録の開示は、出身国又は受入国でどのように認められていますか

回答：国際養子縁組に関して特別の規定があるかについては不明

14. 国際養子縁組の記録はどのように管理保存されていますか

回答：養子縁組のあっせんを行った団体 (adoption agency)、Child and Family Agency 、Adoption Authority。

15. 縁組記録は養子が何歳になれば見ることができますか

回答：18 歳

アメリカの養子縁組

中間報告（1）

栗津 美穂（IFCA）

1) 米国の養子縁組の歴史と機能

このレポートの著者、栗津美穂は、米国で虐待やネグレクトを受けた子どもたちのソーシャルワーカーとして24年、カリフォルニアとワシントンの両州で仕事をした。現在まで、児童保護局のアダプション（養子縁組）専門のソーシャルワーカーやコンサルタント、地域のサービス提供者とともに、多くの子どもたちのケースに初期介入時からかわり、かれらの養子縁組成立のために協働した。著者は現在、この厚生労働省科学研究のためのレポートを、米国の児童福祉の現場での体験と新たな調査から得た知識を統合して作成している。

米国は、世界で一番養子縁組の多い国である。フォスターケア（社会的養護）システムからの養子縁組をはじめ、私立のエージェンシーをとおした新生児の養子縁組や、国際養子縁組も含めると、年間13万人以上の子どもたちの養子縁組が成立している。

20世紀の中ほどまでは、養子縁組について市民の認識の薄かった時代は、アダプションは実親と子どもと養親の三角形のなかで繰り返される孤立した世界だった。マッチングが成立してしまうと、新しい親と子どもたちのつくりなす家庭の内部になにが起こっているか、理解する者は少なかった。だが、オープン・アダプションが主流になるにつれ、養子縁組は、米国社会にとってより認知度の高い「家族のかたち」へと変貌をとげた。今では、アダプションはアメリカの家族形態のひとつとして、市民のあいだで受け入れられるようになった。そして、『開かれた養子縁組』によって、この家族形態を運営するためには、膨大なエネルギーと知恵と援

助とネットワーキングがいることが明確になって行った。

この研究から日本が学ぶことがあるとすれば、それはアメリカが「養子縁組あっせんの試行錯誤」において築いた、子どもや実親、そして里親、養親の支援の取り組みと方法であろう。研究の途中ではあるが、歴史的にも制度的にも、米国の養子縁組は「全ての子どもへの家庭的な養護とパーマネンシーを保障」し、彼らに最善の利益をもたらすことを目的としていることは言明できる。

アメリカの養子縁組と児童の権利擁護に関する法案

米国の歴史の中で、子どもと養育者のニーズへの対応として、あらゆる事象が起こり、法律も改正・樹立されてきた。以下は、その変革を解説するための年代順の概要である。

1851年、マサチューセッツ州で、「養子縁組みは、大人のためではなく、子どもの幸福と福祉のための社会的な、法律的な契約である」ことを主張した初めての法律が樹立した。日本は江戸時代、太平天国の乱の起きた年である。そのころ、ニューヨークの市街で放棄されホームレスになっている子どもたちを汽車に乗せ、中西部の農家に送り、そこで労働をしながら家族と生活する機会をあたえる、いわゆる「オーファントレイン」という救済活動が起こっていた。

20世紀には入り、あらゆる階層の子どもたちの健全な生活を保障するために米国労働省にはチルドレンズ・ビューローを設立し（1912）、ミネソタ州では養子縁組を希望する親たちのために、ホームスタディの原型のようなものが既につくられていた（1917）。

Child Welfare League of America が、養親の“条件と適正基準”をもうけたのもこの時代であった。

1948年、最初の「人種の違いを超えた養子縁組」が成立した。1957年、第二次世界大戦がきっかけとなって、国外からの子どもたちが、米国人の家庭に次々と養子縁組されていった。一方、アメリカ国内には、スペシャル・ニーズの（身体・情緒障害、学習障害などを持つ養育が困難な）子どもたちが増加し、養親が足りない時代を迎えていた。1965年、カリフォルニア州ではじめて、ひとり親でも児童を養子に迎え入れることができる法律が可決されると、この国の養子縁組の歴史の上で、もっとも重要な以下の法案が次々と樹立された。

1971年 **Adoptee's Liberty Movement Association** は、18才以上の養子への自己記録の開示を義務づけた。

1978年 **Indian Child Welfare Act (ICWA)**は、ネイティブ・アメリカンの子どもたちが、部族や家族とひきさかれることのない生活と文化の維持を保障している。

1980年 **Adoption Assistance and Child Welfare Act (AACWA)** はスペシャル・ニーズの子どもたちの養子縁組成立を、最も重要な目的のひとつとして掲げた。

1994年 **Multiethnic Placement Act (MEPA)** は、養子縁組業務を請け負うエージェンシーは、子どもの人種や国籍が養親と違うことを理由に養子縁組を成立させないことを禁止した。

1997年 **Adoption and Safe Families Act (ASFA)** は、子どものパーマネンシー確立の重要性を再認識すると同時に、養子縁組が子どもにとって最適なパーマネンシーの目標であることも指摘している。より多くの養子縁組を促進するために、連邦政府はこの法案の中に「養子縁組奨励金

制度」を組み入れた。各州政府が、基準となる年間の養子縁組数を制定した。その数より多かったすべての養子縁組の一つひとつにたいして、州予算4千ドルを、また障害を持つ子どもたちの養子縁組を成立させた場合には、6千ドルを政府が各州に支払うという仕組みだ。

2000年 **Child Citizenship Act** により、海外で生まれた子どもたちが、養子縁組成立とともに米国に入国する際、米国籍を自動的にあたえられるようなシステムができた。

2007年 米国がハーグ条約を批准。翌年2008年にこの条約の実施が始まった。

上記の法律が、現在の米国のアダプションを形づくるにいたったわけだが、そのほかにも、セーフヘイブン法についてもここで言及するべきであろう。

■セーフヘイブン法

1999年、テキサス州で **Safe Haven Law**(新生児のための安息所法案)の原型となる法案が可決された後、米国50州で同様の法律が樹立している。セーフヘイブン法が目指すものは児童放棄から子どもたちの命を守ることである。この法律は、母親が匿名で自発的に新生児の養育を放棄し、病院や警察署、消防署などの安全な場所に届けることを合法化している。子どもを安全な場所に放置できる期限は州によって異なる。(例としては、12の州で生後72時間、19の州で生後1ヶ月、という規定が適用されている。) 保護された児童は病院などの医療機関から地域の児童保護局に管轄を移され、ただちに養子縁組を前提とした里親、または養親への措置がほどこされる。児童保護局のソーシャルワーカーの役目は、親権剥奪のためのヒアリングを裁判所に申請し、子どもの養子縁組成立の手続きをすると同時に、養親と子どものサポートにあたることである。

養子縁組あっせんの機能

米国の養子縁組の取り組みや機能を、以下にタイプ（種類）別に解説する。

◎養子縁組の種類

米国の養子縁組には3つのタイプがある。1) フォスターケアからの養子縁組；2) 国内の新生児の養子縁組；そして3) 国際養子縁組；である。

1) フォスターケアからの養子縁組

米国の **Child Protection Services (CPS)** と呼ばれる（児童保護局）は、日本の児童相談所にあたる公的な機関である。この **CPS** のシステム（フォスターケア）の中に身を置く0才から18才までの児童の養子縁組が、米国ではひとつの大きなカテゴリーである。

米国では、実親の麻薬常習によるネグレクトが原因で、保護される児童が非常に多いが、フォスターケアの管轄のケースのほとんどが「スペシャル・ニーズ児童」と呼ばれる子どもたちである。スペシャル・ニーズといってもその事情は様々だが、里親への措置やアダプシンのための養親探しを難しくする条件を持った子どもたちを意味している。

アダプシンの世界ではしばしば「ウェイティング・チルドレン」と呼ばれる子どもたちには、トラウマの背景や重度や軽度の身体的、情緒的、また学習においての障害がみられ、彼らは、あらゆるサポートを必要としている。ほとんどの子どもたちが最終的には法廷により、家族再統合されるか、親族と生活することになるが、養子縁組される子どもたちも数多くいる。

1 2 才以下の子どもたちのためには **CASA (Court Appointed Special Advocate)** という擁護人がつく。子どもたちの生活環境やサービスを詳細に調査し、法廷で彼らの最善の利益について代弁する仕組みになっている。

1 3 才以上の子どもたちには専門の弁護士がつく。子どもたちは、法廷で弁護士をとおして自己の養子縁組に関する意見を述べることができる。

多くの州がそうであるように、ワシントン州の **CPS** の事務所の中に、アダプション（養子縁組）だけを実務とする専門のソーシャルワーカーが仕事をしている。

児童保護局が私立のエージェンシーに委託事業として養子縁組の業務を依頼する場合も多々ある。ワシントン州には、そのようなエージェンシーが 2 4 組織ある。子どもや家族へのサービスは、合同の会議をしながら、州のソーシャルワーカーとエージェンシーのスタッフが協力して進めるが、ケースに関する最終的な決定権は児童保護局が持っている。

養子縁組の準備として、裁判所で実親の親権が剥奪される。裁判で子どもの親権を争い、負けた実親には、養子縁組成立後の子どもとの面会や定期的な連絡のやりとりの特権が与えられない。裁判の前に親が子どもの親権を放棄 (Relinquishment) することを誓言すると、多くの場合、ビジテーション・プラン（定期的な面会）が立てられる。

2) 国内の新生児の養子縁組

生まれてくる子どもを、新生児を希望する個人またはカップルへ養子に出す。この国内での養子縁組が、ふたつ目のカテゴリーである。たいていの場合、妊娠した未婚の女性やティーンが、私立の非営利団体、または営利団体に養子縁組の選択肢について相談にくる。何らかの理由で自分の子どもを持ってないとわかった時、多くのアメリカ人は、健康な新生児を養子と

して向かい入れたいと希望する。

米国のすべてのアダプション・エージェンシーは、ライセンスを受け、州の養子縁組の法律や条例にのっとった養子縁組までの業務を実践することを義務づけられている。

オフィスには、専門職のカウンセラー、デューラなどがスタッフとして働いている。妊婦は、「養子縁組」はあくまでひとつのオプションで、養子縁組が成立すると同時に、親権は剥奪されることを説明される。また、スタッフは妊婦の「養子縁組をする」という目標や気持ちが変わった時には、いつでも対応できるような態勢も整えている。

法的に親権停止が成立するまで、基本的には実親はいつでも、目標を変えることができる。

妊婦が、養親を選べるプログラムを実施しているエージェンシーも近年増えている。養親が自分のプロフィールをまとめたものを、カタログのように編集した小冊子を、妊婦が見られるようになっている。

米国の「国内の新生児の養子縁組」は、ほとんどの場合がオープン・アダプションなので、マッチングされた妊婦と養親は、お互いに出産に向けての準備し、妊娠の全期間をとおして、養親が積極的に妊婦をサポートするパターンも多く見られるようになった。

妊婦はエージェンシーの支援を受けることに料金は支払わないが、養親となる個人やカップルには、ほとんどの場合、料金が課される。

アメリカでは親権についての法律が州ごとに定められているため、その内容は一律ではない。実親が親権放棄を撤回する期間についても、州によって違い、親権放棄の法的な書類にサインした瞬間に撤回ができない州もある。

れば、ロードアイランド州のように、撤回できる期間が180日の州もある。

3) 国際養子縁組

米国の国際養子縁組は、国務省が統計などを取りまとめる総括責任の態勢を取り、情報をそのホームページに公開している。

<http://travel.state.gov/content/adoptionsabroad/en.html>

2013年度の米国国務省の統計によると、この国では、7092人の子どもが世界30以上の国から養子縁組された。2004年まで上昇し続け、その年に22884人という数の子どもたちを受け入れたアメリカの国際養子縁組は、この9年間減少の一途をたどった。養子縁組の数の上位5カ国は、中国を先頭に、エチオピア、ロシア、韓国、ウクライナとなっている。

2007年当時、米国政府は、国際養子の数を大幅に増やしてゆく希望をハーグ条約批准に託した。だが、その後も世界各国の状況が次々と変転した。国を挙げた『一人っ子政策』が理由で、米国への養子縁組の数がもっとも多い中国は、2007年、健康な新生児を受け入れる養親を、既婚の男女だけに限定した。2011年には、未婚のアメリカ女性は、中国からはスペシャル・ニーズの子どもだけの養子縁組が許された。中国は現在では、メンタルヘルスの症状のある養親や、同性カップル、低所得者には自国の児童の養子縁組を許可していない。

ロシアの場合は、「ソビエト連邦」が消滅した時から、長年に渡って米国に多くの子どもたちを養子として送ってきたが、昨年、米国に対する養子縁組を禁止する法律を可決した。これは、米国がロシアの人権侵害行為を強

く批判したことが原因だと見られている。

そのほか韓国やコロンビアも今後、自国の子どもたちの国際養子縁組による他国への流出を止める方針である。米国では、希少価値となった国際養子縁組のためには、多額の資金が必要なほか、手続きに時間がかかるだけでなく、近年ではマッチングが行われたあとの待機期間が非常に長いこと、また、子どもが住む国だけではなく、受け入れ側の米国の管理・手続きの体制にも問題があることを市民が批判している。

養子縁組専門の弁護士

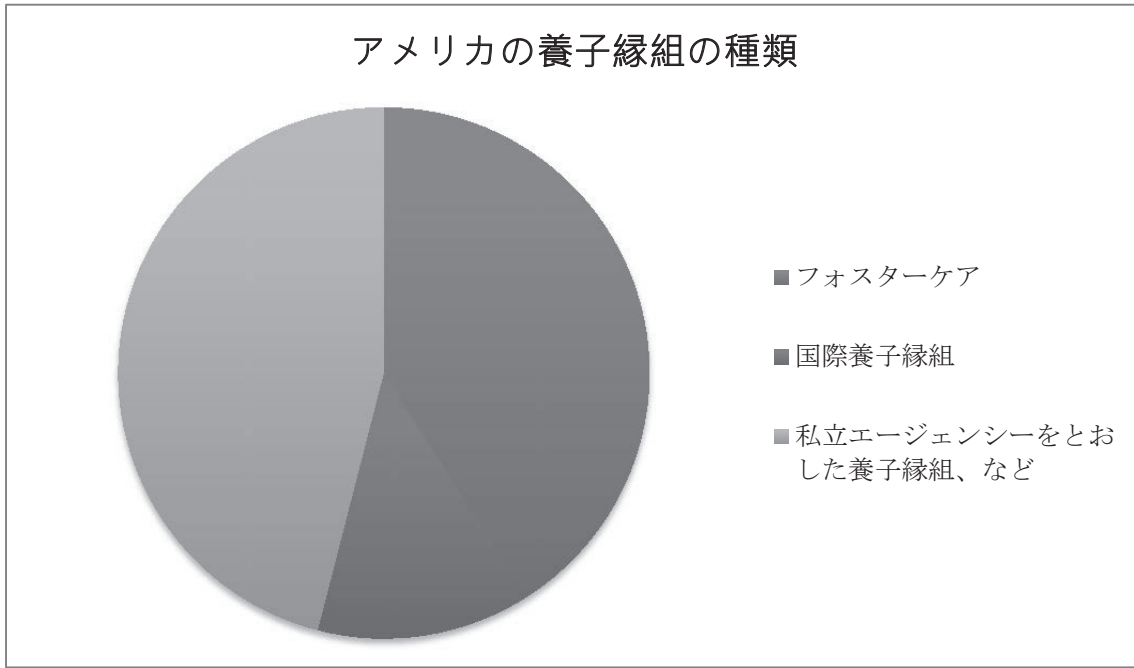
米国には、エージェンシーではなく、養子縁組を専門とする弁護士をとおした「プライベート・アダプション」もある。American Academy of Adoption Attorney にはおよそ330人の弁護士が登録されている。弁護士にはホームスタディを行う機能はないが、州内外、そして国際的な養子縁組のあっせん業務を、法律に則って遂行する。

養子縁組に関する統計

以下が2008年の米国の種類別の養子縁組の統計である。

1. 全体の41パーセント（55303件）は、児童保護局を通じたフォスターケアからの養子縁組。
2. 全体の13パーセント（17416件）は、国際養子縁組。
3. 残りの46パーセント（63094件）は、上記のふたつのカテゴリーに属さない全ての養子縁組の数である。その内訳は：
 - 私立のエージェンシーをとおした新生児の養子縁組
 - 弁護士をとおしたプライベート・アダプション

- ステップペアレントによる養子縁組
- ネイティブアメリカン部族の中の養子縁組、である



2) 実親のアセスメントと支援

◎妊婦に対する相談と支援 (自ら子どもを育てると決めた実親の支援など)

米国の妊娠総数のうち、49パーセントが計画妊娠。あとの51パーセントは、希望しない妊娠、または計画時期外の妊娠である。この51パーセントの妊娠を、研究機関等は、**unintended pregnancies** (計画外の妊娠) と称して分類している。避妊や性病防止のための家族計画 (ファミリー・プランニング) に向けた政府や民間の医療援助は地域ごとに整えられているものの、計画外の妊娠は、年が若ければ若いほど、また、収入が低ければ低いほど起こりやすいことがわかっている。

十代の妊娠に関する多くの研究がなされているので、ティーンズの妊婦を例にとって、米国の妊娠相談、妊婦への支援についてそのサービスの内容と傾向を見てみる。

米国では、97年の歴史をもつブランド・ペアレントフッドのような私立の非営利団体が、地域ごとに妊娠の悩みなどの相談を受け付けている。このような団体は、基本的な姿勢として、生まれてくる子どもをどうしたいのかについては、自分の判断にまかせるようなカウンセリングの仕方を実践している。妊婦には、「自分で子どもを養育する」「新生児を養子縁組させる」「妊娠中絶をする」という3つの選択肢が説明される。カウンセラーは、妊婦が「生まれてくる子どもの養育」を選んだ場合は、妊婦と胎児の健康、出産後の安全な子育てのために、地域のリソースとつなげ、団体によっては、カウンセラーがケースマネジメントの役目をになって、妊婦が出産するまで、また出産後もサービスを与え続ける。カウンセラーからオープン・アダプションについての説明を受け、養子縁組を選択するティーンの妊婦たちには、担当のカウンセラーが与えられ、養子縁組が成立するまで、継続したサービスを受ける。

同レポートの5ページでも既に述べたように、法的に親権停止が成立するまで、基本的には実親はいつでも、目標を変えることができる。

地域によっては、公立高校のキャンパス内に、ティーンの妊婦と母親を支援し、学業からのドロップアウトを防ぎ、高校教育終了を促進するプログラムもある。若い母親は新生児をつれて通学し、構内の託児所や、進学、就労のカウンセリングなどのサービスを受けるようになっている。

◎低所得の妊婦への公的な経済的、社会的、精神的な援助

ワシントン州では、低所得の妊婦への経済的、社会的、精神的な援助として、“ファース・ステップス”と銘打って、アットリスク・ケース（特定妊婦）に対する子育てのプログラムを数多く提供している。そのサービスの内容は、妊婦への医療的なアセスメントとケア、ペアレンティング教育などである。新生児と母親にも、ケースマネジメントが続行して与えられる。

◎児童保護局のケース対応から見る、実親のアセスメントと支援

ワシントン州の子ども虐待ケースを手短かに説明するとこんな手順になる。

虐待ホットラインのスタッフは、毎日入ってくるたくさんの通報の中から、緊急にソーシャルワーカーを出頭させるか、または3日以内の家庭訪問が適切かを判断する。

訪問調査を行うソーシャルワーカーは、危険度の高いケースと高くないケースを見分け、危険がまったくないと判断されたケースはその場で終了する。

危険度が低くても児童保護局の監督がしばらく必要な場合は、家庭に自発的にサービスを受けるように薦める。この州では、2013年度から **Family Assessment Response (FAR)**という新しいリスク・アセスメントを取り入れている。

緊急出頭の必要がない、「3日以内の家庭訪問ケース」には、調査のソーシャルワーカーは関与しない。その代わりに **FAR** 専門のソーシャルワーカーが家庭まで出向いて行って、サービスを提供する取り組みだ。

危険度が高く、子どもが危ない、とソーシャルワーカーが判断すると、警察の協力を借りて、子どもを親から分離する。親子分離には裁判所の合意が必要になるので、裁判が始まり、親にも弁護士が与えられる。子どもたちには、彼らの権利を守る“擁護者” (**CASA-Court Appointed Special Advocate**) が与えられる。

1997年、**ASFA** という連邦法が樹立し、実親が子どもを12ヶ月以内にとりもどせないと、裁判所は、子どもたちのために養子縁組などの長期のプランを立て始めるようになった。子どもにとって最上のプランは、親元にもどることだ。そのゴールを達成するために、ソーシャルワーカーたちは、親たちに家族再統合に向かったプログラムを提供する。麻薬更生のためのプログラム。ペアレンティング。DVのカウンセリングなどがそのプログラムの一例だ。幼少時に虐待を受けて育った親たちは、臨床心理士から治療を受ける。子どもを里親や親族に養育してもらって

るあいだに、実親たちは、自らの過去、PTSDや鬱症にセラピーをとうして初めて立ち向かうことができる。

何とか期間内に子どもたちを取り戻すことができるように、親を支援するのはソーシャルワーカーだけでなく、弁護士、麻薬更生やDVのプログラムのカウンセラーや、ペアレンティングのコーチだ。近年では、一人ひとりの親のニーズに寄り添うようにして、コーチが徹底的に支援をするプログラム。そして、臨床研究で効果が認められている実親支援のプログラムがさかんに取り入れられるようになった。

児童保護局は多額の資金と労力を費やして親をサポートするわけだが、連邦法が定める12ヶ月の期限は、受刑中の親、麻薬更生の治療を受けている親にとっては、非現実的なゴールだ。親たちは、子どもと離れて暮らすことで、彼らとの絆をそぎ取られていく不安に陥る。

ソーシャルワーカーは子どもと親との絆を継続し、深めるために、かれらの週ごとの訪問（ヴィジテーション）を徹底しなければならない。子どもの安全や措置先などについて話し合う場合は、必ず親たちをFTDM（ファミリー・チーム・デシジョン・メイキング）という家族会議に招く。子どもがいったん親元にもどった後も、在宅サービスなどを使って、さらに支援を続ける。ワシントン州では、67%の子どもたちが親や後見人のもとにもどってゆく。

■ペアレント・パートナーズ

ワシントン州では、近年「ペアレント・パートナーズ」という新しい実親ピアサポートが生まれ、活動を繰り広げるようになった。子どもとの再統合をとげた親たちが、現在子どもと離れて暮らす親たちを支援するプログラムだ。このプログラムのスタッフやボランティアは、親たちと向かい合い、どうやって児童保護局とこれから付き合っていくべきか、ソーシャルワーカーを自分の敵に回さず、信頼関係を築いて効果的に仕事を進めるにはどうしたらよいかを指導する。彼らは、親たちと裁判所に同行し、家族会議にも出席する。手取り足取りの応援役である。

親権停止(termination of parental rights) と親権放棄 (relinquishment)

ケース開始後12ヶ月を経過しても、実親に進歩が不足するため子どもを安全に養育できない、と児童保護局が判断すると、担当のソーシャルワーカーは裁判所に、親権剥奪のためのヒアリング（審問）を申請する。

このヒアリングで、実親が親権放棄に合意すると、子どものパーマネンシー・プランニングは児童保護局にゆだねられる。具体的には、子どもが養子縁組されるか、後見人に養育されるか、などの計画が継続して行われる。実親がこのヒアリングでサインする親権放棄書は48時間以内まで撤回が可能である。このヒアリングで実親が親権剥奪に合意しないと、裁判所で児童保護局と実親が子どもの養育権を争う **Contested Hearing** という審理が行われる。

このレポートの5ページに特記したように、裁判で子どもの親権を争い、負けた実親には、養子縁組成立後の子どもとの面会や定期的な連絡のやりとりの特権が与えられない。裁判の前に親が子どもの親権を放棄することを誓言すると、多くの場合、ビジテーション・プラン（定期的な面会）が立てられる。

◎パーマネンシーを考慮した子どものプレースメント（措置・委託）

米国では、実親から分離された子どもたちの短期的な措置場所として、新生児からティーンまで、施設ではなく、親族里親またはライセンスを持つ里親、あるいは養子縁組をする家庭（養親）を利用している。乳児や幼児の場合は、アタッチメントを重要視した措置をしているわけだが、この「子どもの家庭的な措置の実践」は、かれらのパーマネンシー確立の目標を早期から達成するねらいもある。

パーマネンシーの定義は『親から引き離された子どもが一定の期間に親と安全に暮らせるようにするための計画。同時に親元にもどれる見込みのない児童にたいし、安定した恒久的な家庭環境、たとえば養子縁組や後見人などを与えること。安住のためのプラン』である。